

放送大学学園クロスアポイントメント制度に関する規程

平成28年8月30日
放送大学学園規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、放送大学学園就業規則（平成15年放送大学学園規則第4号。以下「規則」という。）第7条の4の規定に基づき、放送大学学園（以下「学園」という。）における教育研究等の更なる向上を図るため、クロスアポイントメント制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「教員」とは、学園の教授、准教授、講師（常時勤務を要しない者を除く。）及び助教をいう。

2 この規程において「他機関」とは、学園以外の次に掲げる機関であつて、教育・研究を主たる業務とするものをいう。

一 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

二 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人

三 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項の規定に基づき、同法及び個別法により設立された法人（同条第4項に規定する行政執行法人を除く。）

四 外国の教育研究機関

五 その他理事長が特に認めた機関

3 この規程において「クロスアポイントメント制度」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 学園の教員がその身分を保有したまま他機関の職員として雇用され、学園及び当該他機関の業務を行うこと（放送大学学園の職員の兼業に関する内規（平成15年常勤理事会決定第20号）に規定する兼業を除く。）ができる制度

二 他機関の職員の身分を保有する者が、その身分を保有したまま学園の教員として雇用され、当該他機関及び学園の業務を行うことができる制度

4 この規程において「コース等」とは、次に掲げるものをいう。

一 放送大学学則（平成22年放送大学規則第1号）第2条の2第2項に規定する各コース

二 放送大学大学院学則（平成22年放送大学規則第4号）第6条第3項に規定する各プログラム（条件）

第3条 クロスアポイントメント制度を適用する場合には、次の要件をすべて満たさなければならない。

一 学園の教育研究等の更なる向上に寄与すること。

二 学園の利益に反しないこと。

三 学園の教員としての倫理が保持されること。

四 学園の教員としての職務遂行に著しい支障がないこと。

五 その他学園の職務の公正性、透明性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

(採用)

第4条 第2条第3項第2号に規定する他機関の職員の身分を保有する者が学園の教員として雇用される場合の採用の選考については、放送大学の教員の人事の基準に関する規程（昭和61年放送大学規程第10号）第3条の規定を準用する。

(手続き)

第5条 コース等の主任は、当該コース等に所属する教員（前条に規定する選考の結果、既に採用が内定している者を含む。）にクロスアポイントメント制度の適用を希望する場合には、原則として適用を希望する日の6月前までに、学長に申請するものとする。

2 学長は、前項の申請があった場合には、評議会の議に基づいてその可否を決定し、当該申請を承認する場合には、他機関との事前協議を行う。

3 学長は、前項の協議が成立した場合には、その旨を評議会に報告するとともに、理事長に当該教員に対するクロスアポイントメント制度の適用を申請するものとする。

4 理事長は、前項の申請があった場合には、審査を行い、適用の可否を決定する。

5 前項の審査の結果、申請を承認したときは、理事長は、他機関の長と次条に規定する事項について、協定を締結しなければならない。

6 理事長は、前項の協定の内容について、クロスアポイントメント制度を適用しようとする教員の同意を文書で得なければならない。

(勤務時間等の取扱い)

第6条 クロスアポイントメント制度を適用する教員の勤務時間、休日及び休暇等の取扱いについては、規則にかかわらず、協定により決定する。

2 クロスアポイントメント制度を適用する教員の給与の取扱いについては、放送大学学園職員給与規則(平成15年放送大学学園規則第7号)にかかわらず、協定により決定する。

3 前2項に定めるもののほか、クロスアポイントメント制度を適用する教員の就業に関し必要な事項は、協定により決定する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、クロスアポイントメント制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年8月30日から施行する。